

## 教育長の臨時代理による事務処理について

平成29年11月17日の教育委員会において、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた件について、次のとおり臨時代理により事務処理を行ったため、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づき報告する。

### 1 案件

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正手続き
- (2) 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定
- (3) 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の制定手続き
- (4) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の制定手続き
- (5) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の制定手続き

### 2 事務処理経過

- 11月22日 ・教育長の臨時代理による各条例の一部改正又は制定手続きの決定  
・区議会への議案提出依頼
- 11月30日 ・区議会で議案の審議及び可決  
・一部改正条例及び制定条例の公布
- 同日 ・一部改正規則について、特別区人事委員会への承認申請及び同委員会の承認  
・教育長の臨時代理による一部改正規則の決定及び公布

## 臨時代理により処理を行った条例及び規則の内容

### 1 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 勤勉手当の支給上限月数の改定（公布の日施行）  
再任用以外の職員 0. 9 0 月 → 1. 0 0 月  
（管理職 1. 1 0 月 → 1. 2 0 月）  
再任用職員 0. 4 2 5 月 → 0. 4 7 5 月  
（管理職 0. 5 2 5 月 → 0. 5 7 5 月）
- (2) 勤勉手当の支給上限月数の改定（平成30年4月1日施行）  
再任用以外の職員 1. 0 0 月 → 0. 9 5 月  
（管理職 1. 2 0 月 → 1. 1 5 月）  
再任用職員 0. 4 7 5 月 → 0. 4 5 月  
（管理職 0. 5 7 5 月 → 0. 5 5 月）
- (3) 給料表の改定（平成29年4月1日施行）

### 2 中野区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

- (1) 勤勉手当の支給月数の改定（公布の日施行）  
再任用以外の職員 0. 9 0 月 → 1. 0 0 月  
（管理職 1. 1 0 月 → 1. 2 0 月）  
再任用職員 0. 4 2 5 月 → 0. 4 7 5 月  
（管理職 0. 5 2 5 月 → 0. 5 7 5 月）
- (2) 勤勉手当の支給月数の改定（平成30年4月1日施行）  
再任用以外の職員 1. 0 0 月 → 0. 9 5 月  
（管理職 1. 2 0 月 → 1. 1 5 月）  
再任用職員 0. 4 7 5 月 → 0. 4 5 月  
（管理職 0. 5 7 5 月 → 0. 5 5 月）

### 3 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

勤務時間、週休日、休憩時間、超過勤務、育児又は介護を行う職員の勤務の制限、休日、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護のための休暇、早期流産休暇、育児参加休暇、短期の介護休暇）、介護休暇、介護時間、組合休暇に関する規定整備（平成30年4月1日施行）

### 4 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例

給料月額、地域手当、通勤手当、教員特殊業務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当の支給に関する規定整備（平成30年4月1日施行）

### 5 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

教職調整額の支給、超過勤務手当及び休日給の適用除外、超過勤務及び休日勤務の制限に関する規定整備（平成30年4月1日施行）